



2025年2月28日

各 位

会 社 名 元旦ビューティ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長代表執行役員 加藤 誠悟
(コード番号：5935 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員財務部長 関 和博
電 話 0466-45-8771

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る

承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年1月27日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025年1月27日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年2月28日から2025年3月20日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年3月21日に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2025年1月27日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式88,009株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
3,784,357株

(注) 当社は2025年1月27日開催の当社取締役会において、2025年3月24日付で当社の自己株式73,630株(2025年1月9日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

3,784,400株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2025年2月14日付で公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕」に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数(3,858,030株)から、2025年3月24日付で消却する予定の2025年1月9日現在当社が所有する自己株式数(73,630株)を除いた株式数です。なお、かかる自己株式の消却については、2025年1月27日開催の取締役会において決議しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

43株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

172株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社Sunny(以下「公開買付者」といいます。)、当社代表取締役会長の船木元旦氏、船木商事有限会社及び船木清子氏(以下、船木元旦氏、船木商事有限会社及び船木清子氏を総称して「不応募合意株主」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、本取引の一環として、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを目的とするものであること、また、当社株式が2025年3月21日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である2,080円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

株式会社Sunny

(c) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、株式会社横浜銀行からの借入（以下「本買収ローン」といいます。）及び、Yokohama Next 2号投資事業有限責任組合からの出資（以下「本出資」といいます。）により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、公開買付者が2024年11月14日に提出した公開買付届出書及び同書に添付された本買収ローンに係る融資証明書及び本出資に係る出資証明書を確認することによって、公開買付者における資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本公開買付けの開始以降、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、公開買付者による本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年4月上旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年5月上旬を目処に当社株式を公開買付者へ売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2025年5月下旬を目処に、当該代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2025年1月27日付当社プレスリリースに記載のとおりです。なお、当社定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年3月25日に効力が発生する予定です。

- ① 本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が172株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の実施に伴い、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、2025年3月21日をもって上場廃止になる予定です。そこで、かかる上場廃止に伴い、本株式併合の効力が生じることを条件として、会社法第214条に基づき当社の株式に係る株券を発行するため、定款第5条を変更し、当社が発行する株式に係る株券を発行する旨の定めを設けるものです。

- ③ 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は43株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ④ 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第11条(定時株主総会の基準日)の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ⑤ 本株式併合の効力が生じた場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第15条(株主総会資料の電子提供措置等)の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2025年2月28日(金)
②	整理銘柄指定日	2025年2月28日(金)(予定)
③	当社株式の売買最終日	2025年3月19日(水)(予定)
④	当社株式の上場廃止日	2025年3月21日(金)(予定)
⑤	株式併合の効力発生日	2025年3月25日(火)(予定)

以 上